令和３年４月オレンジ勉強会

商標の不使用取消審判の概要

令和３年４月１６日
弁護士　馬場直仁

第１　事案の概要

省略

第２　不使用取消審判

日本国内において継続して３年以上，商標権者等が，指定商品・指定役務について登録商標の使用をしていない場合に，誰でも，その指定商品・指定役務に関する商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる（商標法５０条１項)。

不使用取消審判の請求がされると，審判の被請求人が，その審判の請求の登録前３年以内に，日本国内において，商標権者等が，その請求に係る指定商品・指定役務のいずれかについて，登録商標の使用をしていることの証明をしなければ，原則として，商標登録が取り消される（商標法５０条２項)。

なお，審決が確定したとき，当該商標権は審判請求が登録された日に消滅したものとみなされる（商標法５０条４項)。

第３　被請求人の立証のポイント

被請求人は，単に登録商標を使っていたことを立証するのではなく，商標法５０条２項に照らし，以下のポイントを立証する必要がある。

① 審判請求の登録前（予告登録前)，３年以内の期間（要証期間）の使用であること
※審判請求日でない
※予告登録日は，J-PlatPat の経過情報照会で確認可能
※要証期間内で１度でも使用していたことを立証できれば，取消を免れる

② 日本国内における使用であること

③ 商標権者，専用使用権者又は通常使用権者の何れかによる使用であること
※使用権の存在を立証する必要

④ 請求に係る指定商品・指定役務の何れかについての使用であること
※請求に係る指定商品・指定役務のうちのどれか１つについて使用していたことを立証できれば，請求に係る指定商品・指定役務の全てについて取消を免れる。

⑤　登録商標（社会通念上同一と認められる商標も含む）の使用であること
※類似の商標の使用は対象外

⑥　商標の使用について規定した商標法２条３項各号のいずれかの使用であること
※出所識別機能を発揮するような使用（いわゆる商標的使用）でなければならないか，商標法２条３項各号の態様で使用されていればよいかについては，裁判例でも判断が分かれている

第４　その他の論点

１　駆け込み使用の防止

審判の請求前３か月から請求の登録日までの間にされた使用について，その使用が審判の請求がされることを知ったあとであることを請求人が証明したときは，その使用について正当な理由がない限り，登録商標の使用をしたものとしては認められない（商標法５０条３項)。

２　正当な理由

要証期間内での登録商標の使用をしていない場合であっても，使用をしていないことについて正当な理由があるときは,その取消を免れる(商標法５０条２項ただし書)。

もっとも，裁判例や学説では,「正当な理由」による例外を厳格に解されており，商標権者等がその責に帰すことのできない予見困難な事情によって使用できなかった場合や，医薬品の承認申請をしているがまだ許可がおりない場合等に限られる。

第５　大まかな審判の流れ

１　審判申立て
２　被請求人による答弁書の提出
３　請求人による弁駁書の提出
４　審尋により，特許庁の暫定的見解の開示
５　各当事者による意見書の提出
６　審決

以　上